ホテルやレストランなどはほじょ犬の受け入れ義務があります

もっと知って、ほじょ犬のこと

目や耳、手足に障がいのある人の自立と社会参加を支えるパートナー「ほじょ犬（身体障害者補助犬）」について紹介します。

◎問い合わせ　障がい福祉課　☎23－2980

ほじょ犬は体の一部です

ほじょ犬はペットではなく、「身体障害者補助犬法」に基づき認定された犬です。障がいのある人が安全に行動するための大切な役割を担っていて、特別な訓練を受けているため、社会のマナーを守り、衛生面も適切に管理されています。

ほじょ犬の種類

◉**盲導犬**　目に障がいのある人が安全に歩けるようにサポートします。

◉**聴導犬**　耳に障がいのある人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音や電話の着信音、赤ちゃんの泣き声、クラクションなどを聞き分けて教えます。

◉**介助犬**　手足や体に障がいのある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着替えも手伝います。

ホテルやレストランなどの施設の皆さんへ

法律により、スーパーやホテル、飲食店、交通機関など不特定多数が利用する施設には、ほじょ犬の受け入れが義務付けられています。特別な設備は不要で、ほじょ犬はユーザーの指示で静かに待機できます。

来館者から不安や苦情があった場合は、「ほじょ犬は法律で受け入れが必要であること」「ユーザーが責任を持って管理していること」を丁寧に説明してください。必要に応じて、認定証の確認をお願いすることも可能です。誰もが気持ちよく施設を利用できるよう、ほじょ犬マークやポスターなどを掲示し、互いに理解し合える工夫をしましょう。

ほじょ犬マーク

～多様なコミュニケーション手段～

知ってください「手話は言語」

市では障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し合い、共に生きる社会を実現するため、条例に基づき手話などのコミュニケーションツールの普及促進などに取り組んでいます。

◎問い合わせ　障がい福祉課　☎23－2980

知ってください さまざまなコミュニケーション手段

【手話】手や指、体、顔の表情を使って会話する言葉です。

【音訳】文字などを音声化して訳します。

【要約筆記】声を文字に変えて伝えます。紙やホワイトボードに書いたりパソコンに入力したりします。

【筆談】文字や数字を使い、短い言葉で分かりやすく紙や手のひらに書いて伝えます。

【その他の方法】字幕や点字、触手話、分かりやすい表現、絵図、記号、身ぶり、手ぶりなど

手話を覚えたいときは 手話奉仕員養成講座を活用ください

例年、4月中旬から総合社会福祉センターで講座を開催しています。

※令和8年度講座の詳細は、広報都城4月号で掲載予定

＼ご存じですか／

電話リレーサービス

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難のある人と聞こえる人との電話での会話を可能にするサービスです。通訳オペレーターを介して24時間365日利用でき、緊急通報にも対応。利用には事前登録が必要です。

問日本財団電話リレーサービス
☎03-6275-0910
FAX03-6275-0913

国民健康保険税の変更などを検討しています

市では、国による県内の国民健康保険税（国保税）の統一や、子ども・子育て支援金制度の導入などの制度改正を踏まえ、国民健康保険の仕組みを見直すための検討を進めています。今回は、制度改正の内容や本市の取り組みについてお知らせします。

◎問い合わせ　保険年金課　☎23－2127

県内国保税水準を一律に

国は各道府県内での被保険者間の受益と負担の公平性を確保するために、都道府県内のどこに住んでも、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、令和15年度を目安に保険税水準の統一を進めています。

【本市の現行の賦課割合（4方式）】

方式	所得割	資産割	均等割	平等割
割合	52.8	4.6	25.93	16.67

▼移行後

【県が示す標準割合（3方式）】

方式	所得割	資産割	均等割	平等割
割合	50	廃止	35	15

子ども・子育て支援金制度導入

令和8年度から医療保険料と併せて賦課が開始する子ども・子育て支援金。子どもや子育て世帯を社会全体で支える新たな仕組みで、児童手当の拡充などに活用されます。

これに伴い、国民健康保険でも新たに「子ども・子育て支援金相当額」の賦課が始まります。

※詳しくは、市ホームページを確認ください

本市の取り組み

国・県の方針を踏まえ、市では、都城市国民健康保険運営協議会へ諮問を行い、賦課方式や賦課割合、子ども・子育て支援金制度における子ども・子育て支援納付金課税（仮称）についての答申を受けました。

市では本答申を踏まえ、令和8年度以降の国民健康保険の仕組みについて、さらに検討を進めます。

※詳しくは、市ホームページを確認ください

美しい環境を守りましょう

◎問い合わせ　環境政策課　☎23－2130
各総合支所地域生活課

環境監視員のパトロール活動

本市では現在、68人の環境監視員が各地区で環境に関する監視活動を行っています。

環境監視員は、公害対策などのパトロールに加え、ごみが捨てられそうな場所を巡回しながら不法投棄の監視を行うなど、住み良い生活環境と美しい自然環境を守るため、日々精力的に活動を行っています。

一人一人の心掛けが大切です

美しい環境を守るためには、私たち一人一人の心掛けが大切です。

地域の環境を見守り、清掃活動に取り組んでいる環境監視員。その努力を無駄にしないためにも、市民一人一人が環境を大切にする気持ちを持ち、行動することが重要です。

地域全体で協力し合い、美しいまち都城を次の世代に引き継いでいきましょう。

西岳地区環境監視員
吉盛　実さん
（美川町）

地域みんなで守るまちの環境

主に美川地区の道路沿いを巡回し、不法投棄された空き缶やペットボトルを回収しながら、川の水量や濁りにも目を配っています。環境監査員となり2年目ですが、地域の皆さんと協力してきれいにした道路などを見るとやりがいを感じる一方、再びごみが捨てられているのを目にすると残念な気持ちになります。ごみを捨てるのは一瞬ですが、拾い集めるには多くの時間と労力が必要です。地域全体で取り組み、美しい環境を守りましょう。